

# ベルギーにおける親の学校選択権の保障

—1958年ベルギー学校教育憲章を中心として—

金井 裕美子  
(2004年9月30日受理)

Parents' Right to Choose School in Belgium:  
Focusing on the declaration of the right in the *School Pact*, 1958

Yumiko Kanai

The aim of this paper is to explain the process of introduction of parents' right to choose a school into Belgian education system. *School Pact* in 1958 introduced the right of the parents, the free school choice, into Belgian education system and addressed the obligations of the state in order to guarantee it. The obligations of the state were consisted of establishing non-denominational school and subsidizing equally both public and private schools. It undertook parents' choice between denominational school and non-denominational school. On other hand, the state did not have any responsibility to control the school choice system. Signed into law on May 29, 1959, this idea in the *School Pact* was applied to all levels of school education and became lasting element of Belgian educational system. The limited role of the state in school choice system was originated from the principal enshrined in the Constitution of Belgium in 1831, namely Freedom of education. This conception excluded governmental domination from Belgian education. Therefore, Belgian case of free school choice shows us both complexity and possibility of a state's guarantee of individual choice and coexistence of diverse values.

Key words : School Choice, Religion, Belgium

キーワード：学校選択、宗教、ベルギー

## はじめに

本稿の目的は、ベルギーにおいて親の学校選択権が保障された過程を明らかにし、その権利が保障されたことの、その後の政策展開における意義を考察することである。

ベルギーでは、1958年学校教育憲章(*pacte scolaire*)<sup>i</sup>によって親の学校選択の自由が宣言された。その内容は、1959年5月25日法に定められ、その後幾度かの改正が加えられながら、現在にいたるまで教育政策の原則となっている<sup>ii</sup>。

1958年学校教育憲章では、親の学校選択権を保障するために、国は、必要に応じて非宗派学校を設置する義務を負うことが明言された。また、国は、一定の条件を満たす公立学校、および、私立学校に就学者数

に応じた助成金を支給することもなった。さらに、親が希望するタイプの学校が住居から適切な距離内に見つからない場合、非宗派学校を望むなら国が学校か学校の一部門を設置すること、設置しない場合、または、距離的に最も近い該当のタイプの学校までの交通費を支給することも記された。

つまり、1958年学校教育憲章に記された親の学校選択権は、宗派学校または非宗派学校を選ぶ権利であった。国は親の学校選択を統制する権限をもたず、上記の2つのタイプの学校間における選択の自由を保障する責任を負ったのである。

近年、両親の学校選択は教育政策における世界的な傾向だという。そして、論者により、学校選択が学校間に競争をもたらし、教育の質を向上させるという主張や、学校選択は学校間に格差を生み社会的不平等を

拡大するという批判が示されている<sup>iii</sup>。しかし、ベルギーの学校選択権の保障は、宗教的またはイデオロギー的見解の尊重として上述のような議論とは異なる構想の下にあるといえよう。

そこで、宗派学校または、非宗派学校を選ぶ親の権利が保障された過程を知ることは、ベルギーの教育システムを理解する上で欠くことのできないプロセスであるのみならず、わが国でも現在進行中である、学校選択制度の整備の方向性を検討するためにも示唆を得ることができると考えている。

## I. ベルギーにおける教育の自由

### 1. 1831年ベルギー憲法における教育の自由

ベルギーにおける学校選択制の発想の根本にあるのはまず、1831年ベルギー憲法で定められた教育の自由である。

1830年に独立する以前のベルギーは、1815年ウィーン会議における決定で、オランダの統治下にあった。オランダ国王のウィレム一世は、カトリック教会が精神的指導者であった中世の状況を打破し国が教育を支配することを目指した。その一方で、オランダ語を国語として、その使用を強制したため、オランダ語圏でも意見の表明にはフランス語を使用していた自由主義者のブルジョワや貴族階級と対立した。そこで、カトリック教会と自由主義のブルジョワジーが同盟を結び革命を起こしたことにより、ベルギーはオランダから独立した<sup>iv</sup>。

上述のような経緯から、1831年制定のベルギー憲法は、オランダにおける専制体制への反動が色濃く、各分野での自由を重視し、当時最もリベラルなもの典型とみなされるものとなつた<sup>v</sup>。そして、その徹底した自由主義は教育に関しても例外ではなかつた。自由の抑制を最小限にとどめた憲法審議の過程で教育における國の監督権は排され、1831年ベルギー憲法第17条の教育の自由の規定において、國による抑制措置の禁止と、公教育は公費により施されることが明言された<sup>vi</sup>。

上述のように、ベルギーは1831年の憲法制定において、オランダ専制体制への反動から國が教育を統制せず保障するという原則が定められたのである。

### 2. 宗派学校、非宗派学校の分化（1831—1846年）

ベルギーでは、学校設置の自由が保障されたため、建国当初には、カトリック学校が増加した。一方で、

自由主義者は、教育の非宗教化を求めて宗教的に偏りのない非宗派学校を設置した。

1830年までのオランダの支配下では、4000校の公立学校に293,000人の就学者がいたが、1831年ベルギー憲法に定められた教育の自由は、学校を設置する自由であるとともに閉鎖する自由であると解釈されて、財政難にあった公立学校は閉鎖されてしまった<sup>vii</sup>。一方で、独立後、カトリック教会は、各小教区に1校の小学校を設置することを計画し実行に移したので、1840年にはベルギーの小学校5,189校のうち2,284校がカトリック学校となつた。また、カトリック学校の設置、運営費を國が助成することが容認されていた<sup>viii</sup>。

1842年制定されたノートム法によって、地方自治体である各コムーネに1校の小学校設置が義務付けられたが、この学校は私立学校による代替が認められ、代替校ではない場合も過半数の生徒の信仰に一致する宗教の授業、つまり、國民の90%をカトリック信者が占めていた状況下では、ほぼ例外なくカトリック教育の授業の開設が義務となつた<sup>ix</sup>。つまり、カトリック私立学校は公立学校の代替としても、公費で教育を施していた。また、代替となるべき私立カトリック学校がないコムーネでも公立学校でカトリックの授業が開設されることになった。しかし、1839年にオランダが正式にベルギーの独立を認めてから、それまでの対外的な緊張感を失ったベルギー国内では、建国時の統一感も失われつつあり、教育における自由主義者の反カトリック志向が示されるようになる<sup>x</sup>。

1846年に自由主義者の政党である自由党が結成されると<sup>xi</sup>、1850年には自由党の単独政権の下で中等教育の編成に関する法が定められ、國立の中学校を設置することと、その学校では宗派教育の授業を義務としないことを定めた。また、学校でカトリック以外の宗派教育の授業を開設することも認めた<sup>xii</sup>。この、教育から宗教を排除する傾向に対して、カトリック教会も政治勢力を形成することで対抗しようとした。そこで、1868年には、カトリック党が結成された。

以上のように、対立的価値の下にある2つの勢力が存在したため、学校の宗教化と非宗教化という相反する方向性が存在することになったのである。そして、その後、宗派学校が公費によって教育を授けることは非、教育における國の役割に関して、1世紀にわたる対立が生じることとなった。

### 3. 第一次学校教育戦争（1879—1884年）

自由党政府は、さらに公教育の非宗教化措置を講じたため、カトリック教会との対立が激化し、第一次学

校教育戦争と呼ばれた。公立学校から排除されたカトリック教会は、カトリック学校を多数設置した。そこで、これまでのように公立学校の代替校としてではなく、私立宗派学校というカテゴリーが確立して言った。

自由党政権下で、1879年に定められたフムベーク法は、コミューン学校のカトリック学校による代替を禁じ、カリキュラムと教科書を政府が審査することなど公立学校の教会からの独立を狙った。それに反発したカトリック教会は、公立学校に子供を通わせた親と公立学校の教員、視学官、学校評議員を破門にすると宣言した。そのために、9,417人の公立学校教員のうち2,000人が辞職した。一方で、カトリックを締め出したコミューン学校の代わりに新たに設置されたカトリック私立学校に、多くの就学者が移動した。1878年にコミューン学校の就学者は598,213人だったが、1880年には338,525人に減少した<sup>xiii</sup>。

カトリック教会の抵抗に対して、政府は、1880年には、憲法規定のカトリック教会への財政援助を削減し、司祭館を学校にした司祭の追放など強硬な措置を講じた。

急進的な教育刷新のために膨張した予算を増税で賄つたため不人気となった自由党は、1884年の選挙で敗北した<sup>xiv</sup>。そこで、カトリック政府は、ただちに1884年小学校教育編成法により、教育を学校教育戦争以前の状況に戻した。しかし、以前、コミューン学校に課されていた宗教の授業開設の義務は規定されず、コミューン学校の選択に任せることになった。一方で、20人の親が宗教の授業の開設を要求してもコミューン学校が応じない場合は、該当コミューンに私立カトリック学校を国の費用で設置することも認められた<sup>xv</sup>。こうして、カトリック学校は、国からの助成受給の権利を取り戻した。一方で、国は、宗派的偏向性のない学校の設置者となつた。

以上のように、1831年ベルギー憲法に定められた教育の自由が国の教育支配を排したため、ベルギーでは、まずカトリック学校が多数設置された。それは、当初、公立学校の代替ともなっていたが、自由主義者が公教育からカトリック教会の影響を排除しようとしたため、カトリック私立学校が急速に増加し、カトリック学校への就学者を確保した。

第一次学校戦争中にカトリック学校が急速に設置されたため、ベルギーにおける小学校の増加は、1843年から1878年までは年間25校の割合だったが、第一次学校戦争以降、第一次世界大戦までに年平均75校増加した<sup>xvi</sup>。対立は、教育の普及を促したものいえよう。しかし、当時ベルギーにおいて、私立学校または

国公立学校に就学して教育を受けることはすべての国民の権利ではなかった。ベルギーで普通選挙が開始された1890年に、6年間学校に就学する児童は同年齢の児童全体のうち4%であったという<sup>xvii</sup>。大衆には、学校選択どころか教育を受ける権利も、政治的な決定に参加する権利も認められていなかつたのである。親の選択の権利が政治分野で論じられるまでには、その後、民主主義の発達し、普通選挙が実施されるのを待たなければならなかつた。

## II. 1958学校教育憲章における親の学校選択権の保障

### 1. 学校の権利の拡大（1884—1950年）

ベルギーでは、1884年から1918年まで、カトリック党が30年の単独政権を維持し、カトリック学校擁護の政策を講じた。その後、第一次世界大戦後にカトリックと自由党、そして、新たに参入した社会党も加えて、第二次世界大戦終戦までは3党連立内閣となつた。その間、各政党は、互いに譲歩しながら、教育政策が講じられ、宗派学校、非宗派学校、両方の権利が拡大した。

カトリック政権下で、1895年には、初等教育編成に関する1884年法改正法によって、公立学校の代替ではないが代替となりうる条件を充たすカトリック学校も国の助成金を受給できることが定められ、私立学校の助成受給の対象を拡大した。そこで、第一次学校戦争によって急速に増加したカトリック学校が助成金を受給できることになった。1914年には、義務教育発令、および、小学校教育編成法により、6年間の義務教育を定め、公立学校の代替、または代替となりうる私立学校を含む学校における義務教育期間中の教育無償制が定められた<sup>xviii</sup>。この期間に、カトリック学校の就学者数は飛躍的に増加し、1896年から1914年までにカトリック学校就学者は190,000人増、ほぼ倍増した<sup>xix</sup>。

さらに、1918年からはカトリック党と自由党の連立内閣となり、1918年にはコミューン学校とその代替の私立学校教員の給与を国が負担することを定めた。こうして、小学校就学者数は大幅に増加した<sup>xx</sup>。

1918年からは、カトリック党、自由党に、教育の非宗教化を主張する社会主義政党も加えて3党連立内閣となつたが、この時期は互いに寛容な措置を講じたため、学校教育全体が発展した。1921年には、社会党の大蔵が義務教育年限の3年延長を採択させた。1933年には、私立専門学校の教師の年金を国が負担

することとなり、1934年には、国が必要に応じて中等学校を設置することとなった。また、1937年には国立学校設置と改築のための基金が創設された一方で、私立普通学校に対しては、そこで働く非宗派学校において取得した免許を持つ教員の年金の100パーセント国庫負担が定められた<sup>xxi</sup>。

上述のように、カトリック政権が宗派学校擁護に働く制度を発展させた状況を、その後、自由党と社会党が参加した連立政権が容認し、その後も互いに妥協を繰り返した結果、公立、私立学校の助成金受給権も、国立学校の設置の権利も拡大された。しかし、第一次学校戦争と同じく、国内に統一をもたらす外的な要因がなくなると、対立が生じたのだった。

## 2. 第二次学校教育戦争

ベルギーでは、1950年から、再び、教育における権限をめぐって激しい対立が生じ第二次学校戦争と呼ばれた。しかし、その対立は、どちらの陣営にも不利益をもたらすことが認識されたので、妥協点が探られることとなった。

前項で見たように、第2次世界大戦終戦まで対立が小休止した間に、ベルギーでは、国立、公立、私立学校の権利が拡大された。しかし、それらの学校は、地理的、または、学校の段階や種別における双方の均衡を考えて設置されたわけではなかった。そこで、ベルギーの学校教育は全体的に不均衡なものとなった。例えば、第二次世界大戦後に、中等教育の需要が増大したが、カトリック中等学校には、前述のように部分的な助成金が支給されるのみだったのである<sup>xxii</sup>。

そのような状況で1950年にカトリック党を前身とするキリスト教社会党単独政権となった。公教育大臣ピエール・ハーメルは、まず、1951年暫定法により、就学者一人に対して3,900ベルギーフランの助成金支給を定めた。さらに、1954年ハーメル法により私立中等学校の助成金額を就学者一人当たり7,900ベルギーフランとした<sup>xxiii</sup>。また、国公立と私立学校の代表が参加する国立学校の設立に関する審議会の設置を定めた法律を採択させた。ハーメル法は、特に審議会の設置が国立学校の設置に対するカトリック教会の干渉を許すことになると、反カトリック勢力の反発を呼んだ<sup>xxiv</sup>。

1954年に政権を奪回した自由党と社会党は、まず、私立学校に対する助成額を1951年暫定法による額に戻した。さらに、1955年には教育大臣コーラルが、学校設置と助成に関する新たな法案を提出した。コーラル法案には、国による各段階の学校の設置と公立私立学

校設置の管理、公立学校への非宗派的な道徳の授業開設の義務付け、助成の条件の厳正化、州およびコミュニケーションによる私立学校助成の禁止等が提案された<sup>xxv</sup>。

私立学校の助成を大幅に削減するこの法案が議会に提出されると、ベルギーでは全国的にカトリック信者の大規模な抗議デモが行われ、政府は法案の修正を余儀なくされた。そこで、多くの点での妥協にもかかわらず、1955年の選挙で連立政権は退き、再びキリスト教社会党内閣が結成された。しかし、この選挙でキリスト教社会党が獲得した議席は上院のみの過半数だった<sup>xxvi</sup>。

キリスト教社会党が、少数与党となった背景として、このとき、カトリック学校がその存在理由を失いつつあったことが挙げられる。社会の価値が変化し、第一次学校教育戦争のときのように、宗教的な統制は働いていなかったといえよう。例えば、資本主義世界や労働組合で、カトリック教会のメンバーは重要な位置を占めなかつた。また、少数派であったが、ヨーロッパのいたるところに非宗派的倫理で結ばれた団体フリーメイソンの支部が存在し、ベルギーも例外ではなかつた<sup>xxvii</sup>。

一方で、社会党の支持層であった地方の労働者ではカトリック信者が圧倒的多数を占めるなど、対立は、キリスト教社会党以外の政治活動にも支障を与えていた。自由党も、人口の上で多数者であるカトリック信者を敵に回すのは不利であると認識していた<sup>xxviii</sup>。

そこで、教育の権限の分配に関する妥協点を探る努力が始まった。

## 3. 1958年学校教育憲章における親の学校教育権の保障

前項に述べたような状況の下で、ベルギーにおいて一世紀に及んだ学校教育に関する対立の妥協点が探られた。その結果、親の学校選択権の保障という原則が示されたのだった。

第二次学校教育戦争におけるカトリック信者の抵抗により、政権はキリスト教社会党に移ったが、上院のみの過半数で選挙には圧勝したわけではなかつた。そこで、エイスケンス首相は、前政権による1955年コーラル法に対する報復法の制定よりも教育問題から政略的側面をなくすことを選び、それを所信表明で宣言した<sup>xxix</sup>。

内閣は1958年6月26日に誕生したが、早速、自由党と社会党の合意を取り付けて、8月8日には各党の首脳陣を含む教育問題審議会が設置され、さらに、弁護士、国立、公立および私立学校の各代表などから構

成された専門委員会から情報を得ながら、合意文書の草案が作成された。その過程では、審議会とカトリック教会の間においても仲介者が調整役を勤めた。このように、学校教育問題の当事者すべてを巻き込んで慎重に作成された草案は11月16日に各党内で採択された。さらに、1958年各党代表が署名した<sup>xxx</sup>。このように、ベルギーにおける学校教育戦争に関わるすべての立場からの合意であったため、1958年学校教育戦争は、その後の教育政策の根本原則となつたのだった。

1958年学校教育憲章では、AからGの7節、32項目の合意事項が表明された。内容を見ると、国が非宗派学校を設置すること私立学校が助成金を受給することなど、大筋は当時の状況を反映したものとなっていた。その上で、教育の民主化の拡大に関する第1節や、国公立、私立学校共通の課題解決に関する第2節において義務教育年限の延長やカリキュラム改革など学校教育全体にかかわる改善への取り組みが表明された<sup>xxxi</sup>。

1958年学校教育憲章の中で「選択自由の尊重」を定義した第3節は、4項目に別れ、それぞれに、①宗派教育および非宗派道徳教育の扱い、②親の選択の自由に関する国の責任、③学校の定員の決定方法、④国による助成金付与、に関する合意事項が示された。内容を要約すると、次の通りである<sup>xxxii</sup>。

- ① 国の設置する学校では宗派教育と非宗派教育の授業を週に2時間設けなければならず、非宗派道徳教育の教師は非宗派学校で取得した教員免許保持者でなければならない。これらの教育は、他の教科と同じ扱いであり、目標に到達しなければ進級できない。
- ② 国や地方公共団体の設置する学校を公的学校とする。これらの学校は、教員の3分の2が非宗派学校で取得した教員免許保持者であり、すべての親の哲学的または、宗教的見解を尊重する。国は、すべての段階と種類に及び学校を設置し、一方で、州立、コミューン立、私立の学校が基準を充たす場合には助成金を支給する。さらに、少数者の権利を尊重するために、親の選択に応えることのできる学校が適切な距離にない場合、学校または分校を設置するか、交通費を支給する。
- ③ 国王によって発令される就学定員の基準は、国立、州立、コミューン立、私立の学校に共通であるが、教育大臣は、地域的条件に配慮して最低人員の適応を除外することができる。

- ④ 幼稚園と小学校では現在の助成金の規定が維持され、他の学校では、部門の機能に応じて助成金が付与される。それら助成の認定は学校年度毎に更新される。

上述のように、第4節の合意事項において、親の学校選択権は、信仰やイデオロギーに基づく学校選択の権利である。そこで、国は、宗派的偏りのない学校を設置し、公立私立学校に助成金を支給し、親の選択に応じる宗派または非宗派学校までの距離が遠すぎる場合は通学費を支給することとなった。

上述の第2項に訳出した「公設学校：ecole officielles」という用語は、信仰やイデオロギーに関して中立的な学校と定義された。そして、この、公設学校では、プロテstantt, ユダヤ教、カトリックの3つの公認宗教と非宗派的倫理の授業を提供することとなった。それは「子どもは、家族、社会的環境、イデオロギー的環境、文化的環境、宗派共同体、そして、国の中で発達し人格を形成するのであり、学校はそれを排除する特権を持たない」<sup>xxxiii</sup>という、見解からの定義だった。

以上のことから、親の学校選択権の保障という原則が示されたことで、1958年学校教育憲章ではそれまで対立における争点となってきた私学助成も、国の学校設置も認められた。換言すれば、親の学校選択の権利は、それまでの対立の歴史の中で不均質に形成されてきた教育制度に意義を与えるものであったともいえよう。

## まとめ

以上、本稿で見てきた学校選択権の保障の過程には3つの特徴が見られた。

まず、1831年ベルギー憲法に定められた教育の自由により、建国当初から国の教育支配が廃されていたことである。国が監督権を持たなかったために、カトリック教会が独自の計画の下に学校を設置した、また、コミューンも、教育をカトリック教会に託すことには障壁はなかった。

次に、対立する2つの価値が存在したことである。カトリックと、教育の非宗教化を求める自由主義が均衡する勢力を持って教育政策を打ち出してきたことで、ベルギーの教育システムは不均質な形で発達した。

さらに、見られたのは、価値の多様化である。1950年代にキリスト教社会党と、社会党および自由党が再び対立したとき、キリスト教政党がかつてのよ

うに支持を集めることはなく、対立勢力もカトリック信者の支持層の見解を無視できない状況にあった。さらに、社会において、人々の行動を決定する価値が変化したことにより、ベルギーの政策策定者たちは、二元対立図式の中で形成されてきた教育システムを多様な価値の存在する社会で運用し、改善していかなければならぬという課題に直面したといえよう。

そこで、1958年学校教育憲章は、まず、教育の非宗教化を主張する自由主義者および社会主義者政治家と、カトリック教育を擁護するカトリック政治化間に取り交わされた、当時の教育の状況を維持することへの合意と見ることもできる。

しかし、一方で、親の選択の自由という原則によつて、1958年学校教育憲章は単なる現状維持の折衷案ではなくなり、社会の変化にも応える可能性を持ったとも考えられる。1958年学校教育憲章における合意事項は翌年に法となるが、1973年の改正法で、国公立学校で義務とされる宗派教育の授業にイスラム教が加えられた。現在は助成対象のイスラム宗派学校も存在する<sup>xxxiv</sup>。ベルギーにおける親の学校選択権の保障は、学校教育を多文化化に向けて導くといえるのではないだろうか。

## 【注及び参考文献】

i 文献によつては「教育協定」とも訳されているが、当時の三大政党間の合意文書であり、ベルギーにおけるその後の教育政策の原則となつたという意味から本居による「教育憲章」という訳に *scolaire*：学校教育という意味を加えて本稿では「学校教育憲章」とした。武居一正「ベルギー仲裁院の権限拡大」『福岡大学法学論叢第44巻第1号』福岡大学総合研究所、1998年。

ii Debbasch, Charles, et al., D, *L'administration de l'enseignement en Europe*, CNRS, p.202.

iii ジエフ・ウイティー、堀尾輝久他訳『教育改革の社会学』東京大学出版会、2004年、65頁。Walford, Geoffrey., "School choice and the quasi-market", in *Oxford studies in comparative education*, Vol 6, No.1, 1996, p.8

iv ジョルジュ=アンリ・デュモン、村上直久訳『ベルギー史』白水社、1997年、64-67頁。

v 阿部照哉、畠博行編『世界の憲法集』有信堂、2000年、383頁。

vi Simon,A., *liberté d'enseignement en Belgique, La penée catholique*, 1951, pp.13-21.

vii "Le système éducatif de la Belgique-

Cmmunautè française(1998)", Retrieved from the web-site of Erydice:<http://www.eurydice.org/Eurybase/Application/>.

viii Deprez, Gérard., "La Geurre Scolaire et sa pacification", in *Recherches Sociologiques*, vol 2, No1, 1971, p188.

ix Ibid., p.47.

x Witte, Els., "a Belgique politique de 1830 à nos jours" Edition Labor, 1987, p.22.

xi Deprezによれば、1846年の自由党政策綱領第3条には「すべての段階の教育の組織」は「世俗の権力の支配的な管理の下」で行われ、「合憲的な手段で私学に競合し司祭の介入を拒絶する」ことが述べられた。Deprez, Gérard., *Op.cit.*, p.187.

xii Simon,A., *Op.cit.*, p.54.

xiii Deprez, Gérard., *Op.cit.*, p.190. Meynaud, Jean, "La décision politique en Belgique", Paris, Librairie Armand Colin, 1965, p.152.

xiv Witte, Els., *Op.cit.*, pp.90-91

xv Deprez, Gérard., *Op.cit.*, p.191.

xvi Grootaers, Dominique. et al., *Histoire de l'enseignement en Belgique*, Centre de recherché et d'information Socio-politiques, 1998, p.116,117.

xvii From independence to World War I , Retrieved September 15 , 2004 from database of Euryduce,

<http://www.eurydice.org/Eurybase/Application/frameset.asp?country=BF&language=EN>

xviii Grootaers, Dminique. Et al., *Op.cit.*, p.88.

xix Meynaud, Jean., *Op.cit.*, p.152.

xx Ibid., p153

xxi Ibid., p.153.

xxii 武居一正、前掲書、82頁。

xxiii Deprez, Gérard., *Op.cit.*, p.197.

xxiv Meynaud, Jean., *Op.cit.*, pp. 197,198.

xxv Deprez, Gérard., *Op.cit.*, pp. 199-201.

xxvi ジョルジュ=アンリ・デュモン、村上直久訳『ベルギー史』白水社、1997年、96頁。

xxvii Meynaud, Jean., *Op.cit.*, p.161.

xxviii Meynaud, Jean., *Op.cit.*, pp.161-162.

xxix Ibid., p.163.

xxx Ibid., p.165. Grootaers, Dminique. Et al., *Op.cit.*, p.572.

xxxi 付録、学校教育憲章全文を参照した。Meynaud, Jean., *Op.cit.* pp.170-176.

xxxii Meynaud, Jean., *Op.cit.* pp.170-176.

ベルギーにおける親の学校選択権の保障－1958年ベルギー学校教育憲章を中心として－

<sup>xxxiii</sup> Houben,R., *Le pacte scolaire et son application*,  
Bruxelles, Centre d'etudes plitique, Economiques  
et Sociales,1962, p.9.

<sup>xxxiv</sup> Dony, Gelard., Votre Email du 10, E-mail to  
the auther, June 19, 2003.  
(主任指導教員 二宮皓)